

航空法の一部を改正する法律要綱

（傍線部分は、今回施行期日を定める部分）

第一 空域の安全かつ効率的な利用

一 新技術を活用した航行方式

1 航空機は、国土交通省令で定める高さ以上の空域においては、計器飛行方式によらなければ飛行してはならないものとする。こと。（第九十四条の二関係）

2 航空機は、国土交通大臣の許可を受けなければ、他の航空機との垂直方向の間隔を縮小する方式による飛行その他の特別な方式による航行を行ってはならないものとする。こと。（第八十三条の二関係）

二 航空交通の管理の実施

1 国土交通大臣は、空域の適正な利用及び安全かつ円滑な航空交通の確保を図るため、航空交通及び気象の状況を考慮した飛行経路の設定並びに交通量の監視及び調整、これらに関する情報提供等の航空交通の管理に係る措置を、関係行政機関の長及び国内定期航空運送事業者等と相互に協力して講ずるものとする。こと。（第九十五条の二第一項及び第二項関係）

2 航空交通の管理に係る措置により他の航空機の飛行計画その他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある情報を得た国内定期航空運送事業者等は、それをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとともに、それに違反した国内定期航空運送事業者等に対し国土交通大臣が情報の提供を停止することができるとすること。（第九十五条の二第三項及び第四項関係）

3 航空機は、民間訓練試験空域において国土交通省令で定める飛行を行おうとするときは、国土交通大臣に訓練試験等計画を通報し、その承認を受けなければならないものとする。（第九十五条の

三 関係）

三 空域規制の見直し

1 航空機は、航空交通情報圏及び民間訓練試験空域において航行を行う場合は、当該空域における他の航空機の航行に関する情報を入手するため、国土交通大臣への連絡等をしなければならないものとする。（第九十六条の二第一項及び第二項関係）

2 国土交通大臣は、航空交通管制圏、航空交通情報圏又は民間訓練試験空域ごとに、規制が適用され

る時間を指定することができる等所要の規定を整備するものとする。〔第九十六条第五項及び第六項並びに第九十六条の二第三項関係〕

第二 安全規制に係る民間事業者と国の関係の見直し

一 航空機の設計検査における民間能力の活用

1 航空機等の設計及び設計後の検査の能力について国土交通大臣の認定を受けた者が当該認定に係る設計及び設計後の検査をした航空機等については、耐空証明に係る検査において設計等についての検査の一部を省略できるものとする。〔第十条第五項関係〕

2 航空機の設計の国土交通省令で定める変更に関し、航空機の設計及び設計後の検査の能力について国土交通大臣の認定を受けた者が、当該認定に係る設計及び設計後の検査をし、かつ、基準に適合することを確認したときは、国土交通大臣の承認を受けたものとみなすものとする。〔第十三条及び第十三条の二関係〕

二 認定事業場等に係る事後監督規定の整備

1 国土交通大臣は、国土交通大臣の認定等を受けた者が業務規程の認可を受けずに業務を行ったとき

その他国土交通省令の規定に違反したとき、又は認定事業場における能力が基準に適合しなくなったときは、当該認定等を受けた者に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は認定等を取り消すことができるものとする。

(第二十条第五項、第二十九条第六項、第三十三条第三項及び第七十二条第十一項関係)

2 国土交通大臣は、型式証明等を受けた航空機が基準に適合せず、又は適合しなくなるおそれがあるとき、当該型式証明等を受けた者に対し、基準に適合させるために必要な設計の変更を命ずることができるとともに、それに違反したときは、当該型式証明等を取り消すことができるものとする。

(第十三条の三関係)

3 国土交通大臣は、耐空証明のある航空機が基準に適合せず、又は適合しなくなるおそれがあるとき、当該航空機の使用者に対し、基準に適合させるために必要な整備、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第十四条の二第一項関係)

第三 その他

一 操縦士の資格についての技能証明を有する者は、航空英語に関する知識及び能力を有することについて

て国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、国際航行を行ってはならないものとする
こと。（第三十三条関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この法律は、平成十七年十月一日から施行するものとする。ただし、新技術を活用した航行方式に関する規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、航空英語能力証明に関する規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとする。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。（附則第二条から第六条まで関係）

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。（附則第七条から第九条まで関係）